

令和5年度さぬき市障害者虐待防止等連携協議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 令和5年10月23日（月） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 さぬき市役所寒川庁舎3階 301・302会議室
- 3 出席者〔委 員〕 多田委員、増田委員、古川委員、岩瀬委員、徳永委員、高畑委員
植原委員、竹本委員、和泉委員、白澤委員、岡村委員、山下委員、
弓原委員、小倉委員、多田委員、白井委員
〔事務局〕 浅川課長、三宅副主幹、山津社会福祉士
〔傍 聴〕 1名
- 4 議 題 ・ 障害者虐待相談、対応、虐待防止啓発活動について
・ 障害者虐待の事例について
・ その他
- 5 配布資料
次第、委員名簿
資料1 令和5年度障害者虐待防止等連携協議会会議
資料2 令和3年度全国及び香川県における障害者虐待事例への対応状況等
資料3 さぬき市障害者虐待防止対策事業実施要綱
資料4 虐待に関する事例について（概要）
資料5 事業所内研修資料

6 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	ただ今より令和5年度さぬき市障害者虐待防止等連携協議会会議を開催いたします。
(事務局)	<p>今回は新任期の最初の会合となります。そのため、最初に構成委員の皆様に対し、大変失礼ではありますが、お手元に委嘱状をお配りさせていただきましたので、御了承頂きたいと思います。</p> <p>本日は、構成員総数17名に対して出席者16名で【さぬき市障害者虐待防止等対策事業実施要領】の第14条第2項の規定である構成員の出席が過半数を超えておりますので、本会議は成立していることを最初に報告いたしまして、会議を進行して参ります。</p> <p>次に、さぬき市附属機関の委員の構成及び会議の公開に関する指針の規定に基づきまして、原則公開としております。さぬき市の本会議は附属機関等の会議冒頭で委員の了承を得て決定することとなっております。</p> <p>このことから、本会議については公開したいと考えますが、皆様の御承認をお願いいたします。</p>
(委員)	「異議なし」の声
(事務局)	<p>御異議が無いようなので、本会議は公開といたします。傍聴希望者の方、お入りください。続いて、さぬき市健康福祉部長白井邦佳よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>(部長あいさつ)</p>
(事務局)	続きまして実施要綱第13条第4項の規定により、会長を選出して頂くこととなります。なお会長は、実施要領によりますと、構成員の皆様の中から互選で選出することとなっております。
(委員)	事務局案はないですか。
(事務局)	事務局案はないのか？との声が挙がっていますが、どういたしましょうか。事務局案として会長候補に社会福祉士会の徳永委員を推薦いたします。決定については、構成委員の皆様で御審議下さい。
(委員)	(異議なしの声)
(委員)	皆様がお認め頂けるのであればお引き受けいたします。
(事務局)	<p>ありがとうございます。会長は徳永委員ということで決定いたしました。宜しく申し上げます。</p> <p>なお、同じく要綱第13条第5項により、副会長1名を会長の指名で選出しておくことが定められております。徳永会長、御指名を宜しく申し上げます。</p>

(会 長)	真清水荘の和泉さん、お願いいたします。
(副会長)	はい、お受けいたします。
(事務局)	それでは、席を移っていただきまして、改めて一言ずつ挨拶をお願いいたします。
(事務局)	それでは、本日が最初の顔合わせとなりますので、議事にはいる前に皆様から一言、自己紹介をいただきたいと考えています。時計回りでお願いします。 (各自自己紹介)
(事務局)	それでは、以後の議事進行につきましては、実施要綱第14条第3項の規定により、会長が行うこととなっています。徳永会長お願いいたします。
(会 長)	それでは、議題に入りたいと思います。障害者虐待相談・対応、虐待防止啓発活動報告についてという事で、資料の説明も含めて事務局の方からお願いしたいと思います。
(事務局)	(事務局より 資料1について説明)
(会 長)	ただいまの説明について、質問等ございませんか。
(委 員)	2ページの障害者虐待とは、養護者の虐待と障害者福祉施設従事者等の虐待、使用者による虐待となっていますが、この3つに当てはまらないものは障害者虐待に当たらないということでしょうか。
(事務局)	相談件数の総数という所で、当てはまらない部分ではありますが、例えば遠い親戚、同居もしていない方に対して経済的虐待が疑われる場合、定義として外れてはいますが、養護者の虐待として相談件数として挙げています。
(委 員)	学校現場では、いじめ問題が非常に取り上げられることが多いですが、例えば施設の利用者と利用者がトラブルを起こして長期に渡って続く場合は障害者虐待に当たらないのか。そういった事例は無いのか。
(事務局)	相談として障害サービス支援事業所から受けることはありますが、虐待事例として受ける訳ではなく、一つのトラブルとして事業所内で聞き取りがあり、課題として相談支援専門相談員から相談を受けることはあり、解決に向けて一緒に話し合う機会があります。ただ解決に至る前に事業所を退所してしまうケースも多くあると思います。虐待相談も同じく拾い上げることができるのはごく一部分だと感じています。
(会 長)	ありがとうございました。それ以外で何かございますでしょうか。無ければ次の議事に移ります。資料2の令和3年度全国及び香川県における障害者虐待事例への対応状況等を私から説明させていただきます。今の説明で何か質問ございますでしょうか。特に無い様であれば次の議題に移ります。障害者虐待の事例について事務局より説明をお願いします。

(事務局)	(事例説明)
(会長)	ありがとうございました。今の事例について御質問ありますでしょうか。
(委員)	(質疑応答)
(会長)	他にございますでしょうか。無いようですので、その他に移りたいと思います。折角の機会ですので何か一言ずつお願いします。
(委員)	病院は、障害者のみならず高齢者の虐待の第1発見者になる可能性が高い機関でありますので、日頃から十分注意していきたいと思います。
(委員)	東讚保健福祉事務所は、保健所の機能を兼ね備えておりまして精神障害者の方とか相談する所です。各家庭が、様々な課題を抱えております。虐待なのかどうかも見極めながら、本人の支援に対することは相談しながら協力していければと思います。
(委員)	生活安全課は、被虐待者の保護がメインとなっています。なかなか警察だけの力では、支援に限られますので身内の方であったり主介護者であったりと繋げていく際に支援を頂くことがあると思います。
(委員)	ハローワークでは、使用者の虐待に関わることがあります。ただ見えにくい部分で虐待が起こっている可能性があると感じる所です。
(委員)	社会福祉協議会では、各事業所の管理者が障害者虐待研修を行っています。一人ひとりが対応していく力をつけていきたい。相談支援専門員は発見し易い立場であると認識して、日頃の業務が意識することが重要だと感じています。虐待に当たらないものでも塵も積もれば山となるといったことで、事実を積み重ねていくことを意識して取り組んでいきます。
(委員)	施設は閉鎖的になり易いので、毎月施設で研修を行って、職員が意識を高められるように取り組んでいます。
(委員)	私達の団体は、虐待の相談を受ける機会は限られています。ただもし虐待の相談があった場合、相談しようと思いますが、マスコミ等で警察に相談しても事件になるまでは対応してくれなかった。事件になるまで対応のしようがないのか実際、警察ではどうなのでしょう。早期発見が大切だと思いますが、、
(委員)	もし障害者虐待があった場合、危機的な状況であるのであれば分離をさせることもあり、その後、市の行政と連携を取り協力することがあります。事件にならないと動かないということはありません。ただ児童虐待や障害者虐待でリスクの高い家庭にすぐ戻ってしまうということはないが、対応に困るケースもある。
(委員)	障害者虐待があれば事件とみなすという解釈で宜しいですか。 ケースバイケースで、身体的虐待や性的な虐待があれば刑法に触れて事件になるケースもありますが、心理的虐待等刑法に触れない場合があります

	<p>ので、事件化できるかどうかは場合による所です。必要な場合は然るべきところに相談します。</p>
(委員)	<p>事例にも共感できる場所があります。成年後見制度、施設入所はありますが、どのように暮らしていくかということを考えると不安が残ります。自分が安心して死を迎えることができるような世の中になって欲しいと思います。</p>
(委員)	<p>民生委員が家庭の中にどんどん入って行けるような時代ではないですが、ふと気づけることがあるかもしれませんので、その際には対応していくことが必要と考えています。</p>
(委員)	<p>健康福祉部としまして市行政として6つの課がありまして、縦割りで役割がありますが、色々な住民の皆様からの相談が多岐に渡ります。困難事例もありますので、横の繋がりを意識して情報共有や対応協議を行っています。</p> <p>ただ虐待となりますと、即時適切な対応が求められていますので、令和2年度にはさぬき警察署と虐待に関する情報共有の協定を結んで少しでも包括支援センターや子育て支援課等プラットフォームを築いて、重層的な支援を行う体制を整備している所です。実際そう簡単ではありませんが、皆様の御協力を頂きながら、取り組んで参りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。</p>
(副会長)	<p>支援の中で、相談支援専門員は共感する形になります。なかなか虐待対応をするには、周囲の環境や本人との関係や家族との信頼関係等がありますので、動きが取り辛いことがあるのが現実です。ただ行政に伝えるように努めておりますので、行政側から気付きがあれば指摘頂ければと思います。そして行政も入って頂いて協議して行ければと思います。</p>
(会長)	<p>高齢者虐待の研修で、「グレーゾーンはありません」とはっきりと講師の方が話したことから白黒はっきり付けるには、行政が判断するようになっておりますので、通報をお願いしたいと思います。</p> <p>迷うケースや相談したいケースがあれば社会福祉士会に虐待専門チームがありますので、相談頂ければと思います。他に何かございますでしょうか。</p>
(委員)	<p>資料1についてですが、障害種別等分類されていますが、身体障害者のみの分け方はできないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>もちろんできます。次回から身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害の方に加えて、身体と知的、知的と精神等と重複する方とそうでない方を分けるように致します。御指摘ありがとうございました。</p>
(会長)	<p>他にございますでしょうか。無ければ事務局へお返しします。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>会長様ありがとうございました。</p> <p>それでは、これもちまして、令和5年度さぬき市障害者虐待防止等連携協議会を終了いたします。</p> <p>なお、本日お手元に配布いたしました資料のうち、【障害者虐待に関する事例について】は、回収させていただきますので、そのまま机の上に残していただければと考えます。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
--------------	---